

事後の危機管理

<立て直す・つなぐ>

1 風水害や地震等の発生による被害状況の報告

【小中学校の対応】

(1) 「被害状況報告アンケート」への回答

災害発生直後の人的被害や物的被害、避難所の開設等の状況については、教育委員会が実施するアンケートに一括して回答することで、学校からの報告とする。

被害の状況	アンケートの内容	報告先
災害発生直後の被害状況	<ul style="list-style-type: none">・ 休校等の運営状況・ 学校管理下における児童生徒・教職員の被害・ 学校管理外における児童生徒・教職員の被害・ 校舎等の施設の物的被害・ 避難所開設の有無 等	教育委員会

※アンケートの回答結果は、学校教育部内で共有する。

(2) 事故報告書等の提出

事故報告書等については、内容が把握でき次第、様式を用いて作成し各担当課へ提出する。

被害の状況	報告書	報告先
学校運営上の対処	<u>臨時休業実施報告書</u>	指導課 TEL 457-2411 FAX 457-2580 防災行政無線 631・741
人的被害が発生	<u>児童生徒の事故報告書</u>	健康安全課 TEL 457-2422 FAX 457-2579 防災行政無線 777
	<u>職員事故等報告書</u>	教職員課 TEL 457-2408 FAX 457-2579 防災行政無線 767・768
校舎等施設やICT環境に物的被害が発生	<u>施設被害状況報告書</u>	教育施設課 TEL 457-2403 FAX 457-2404 防災行政無線 744

【幼稚園の対応】

(1) 「被害状況報告アンケート」への回答

災害発生直後の人的被害や物的被害、避難所の開設等の状況については、幼児教育・保育課が実施するアンケートに一括して回答することで、学校からの報告とする。

報告内容	報告方法	報告先
災害発生直後の被害状況	【通常災害時】 ミライムによるアンケートへ回答	幼児教育・保育課
	【大規模災害、停電時等】 「LoGo フォーム」アンケートへ回答	

※アンケートの回答結果は、幼児教育・保育課担当グループで共有する。

(2) 事故報告書等の提出

事故報告書等については、内容が把握でき次第、様式を用いて作成し各担当グループへ提出する。

被害内容	報告書	報告先
幼稚園運営上の対処	<u>臨時休園実施報告書</u>	指導グループ TEL 457-2117 FAX 457-2039
人的被害が発生	<u>園児の人的被害報告一覧表</u>	指導グループ TEL 457-2117 FAX 457-2039
	<u>職員事故等報告書</u>	職員管理グループ TEL 457-2827 FAX 457-2039
施設被害が発生	<u>施被害金額報告書（速報）</u>	施設グループ TEL 457-2117 FAX 457-2039

学校番号 松小・中 () 番

臨時休業実施報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
浜松市教育委員会

浜松市立 学校長

次のとおり臨時休業を実施するので、浜松市立小中学校管理規則第6条第2項により報告します。

実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間
理由	
臨時休業を行う ことに伴う措置	(例) 休校により実施できなかった授業時数は、予備時数で対応する。

児童・生徒の事故報告書

第 号

年 月 日

浜松市教育委員会

浜松市立 学校長

次のとおり児童生徒に事故があったので、浜松市立小中学校管理規則第16条により報告します。

事故の名称	
学年・組 性別・氏名	年 組 () 氏名 ()
事故の程度	全治
事故発生日時	時 分ごろ
場 所	
事故の概要 及び原因	
学校のとった 処 置	
保護者の理解	
指導事項等	

所属コード _____

職員事故等報告書

秘第 年 月 日 号

(あて先)
浜松市教育委員会

浜松市立 学校長

次のとおり職員に事故等が発生したので、報告します。

職名・補職名 氏名等	職員番号	
	(ふりがな)	
	職名	補職名 氏名
	年齢	歳 男・女
事故等の名称		
発生の日時	年 月 日 時 分	
発生の場所		
概要及び原因		
程 度		
処 理		
今後の処理 (本人、職員への指導)		

(注) 校長が報告する場合は、補職名に「－」と記入すること。

防災・緊急用 施設被害状況報告書 第()報

学校(園)名		記入者名	
		連絡先	

建物・設備・備品			
棟名・設備名・備品名	被害状況	対応状況 ※1	要請事項 ※2

校地、運動場(園地、園庭)			
被害箇所	被害状況	対応状況 ※1	要請事項 ※2

注意事項	<p>※1 対応状況欄には、以下のような対応や応急処置の状況について記入願います。 倒木など子供への危険度や周辺住民への影響が大きなもの(民地、道路、通学路への倒木等)で急を要するものについては、<u>学校の判断で見積もりを依頼したうえで事前に発注</u>してください。ただし、<u>工事は250万円以下、修繕は60万円以下</u>に限ります。</p> <p>※2 <u>上記で発注したものや雨漏り、ガラスの破損などの小修繕を除き、大規模な工事を必要とするもので至急教育施設課(幼児教育・保育課)での対応が必要な場合は、その内容について記入</u>してください。</p> <p>(1) <u>すべての被害箇所において被害状況のわかる写真を必ず復旧前に撮影し、後日教育施設課(幼児教育・保育課)までデータで送付</u>してください。</p> <p>(2) <u>被害位置の印をつけた施設台帳の配置図および平面図の写しを添付</u>してください。</p>
-------------	---

要請に対する対応 教育施設課 幼児教育・保育課 記入欄	
---	--

2 大規模災害への対応

大規模災害発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保や安否確認とともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことである。

避難所の運営は市の地区防災班員や避難者により行われるものであるが、状況によっては発災から一定期間は学校の教職員が避難所を支援する必要がある。

平常時から各市区振興課や地域住民と連携を図り、災害発生後の業務を避難所支援から学校教育再開へ円滑に移行をしていくことは、早期の学校教育再開や児童生徒が日常生活をいち早く取り戻すことにつながる。

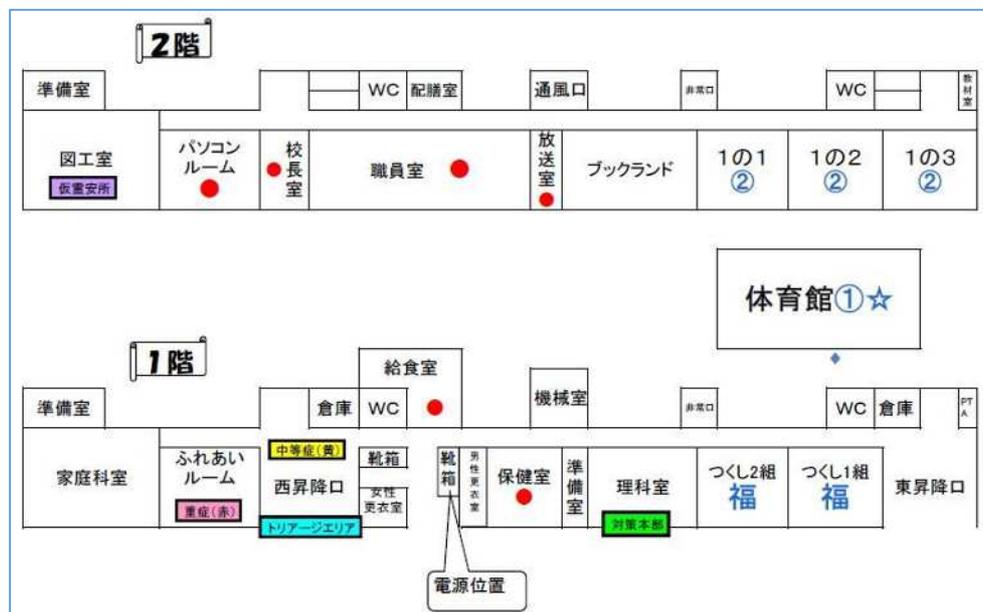
(1) 平常時からの連携

①浜松市危機管理課との連携

避難所に指定されている学校は、「避難所確認事項」の作成として、学校施設の情報や学校を避難所として使用する際の配置図、関係者の連絡先一覧、鍵の所有者等を記載する。

○配置図の例

- ・開放区域 (①、②)、非開放区域 (●)
- ・福祉避難室 (福)、キーボックス (☆)、ペット受入場所候補 (◆) 等



②地区防災班員、地域住民との連携

施設管理者（学校）は「地域防災連携連絡会」等に参加し、避難所の開設・運営を支援する内容について、次ページ「学校による避難所の支援」を参考にしながら、地区防災班員（行政職員）、自主防災隊（地域住民）と情報を共有・確認しておく。

(2) 学校による避難所支援から学校教育再開への移行

【想定】大規模地震の発生により学校に避難所が開設され、一定期間の休校措置とすることが見込まれる場合

フェーズ		避難所	学校による避難所の支援	学校教育再開に向けた対応
救命避難期	発災直後～避難	<p>大規模地震発生</p> <p>避難所が開設される</p> <p>施設の安全が確認できるまで避難者は運動場等で待機</p> <p>避難者を誘導</p>	<p>※学校は、地区防災班員や自主防災隊と連携・協力しながら避難所を支援する</p> <p>【開設の支援】</p> <p>①門扉の解錠 ※夜間や休日の場合は、地区防災班員が解錠する</p> <p>②施設の安全を確認し、使用の可否を判断する。 ※応急危険度判定士が参集できない場合は「施設の安全チェックシート」を活用して確認する</p> <p>③安全確認後、施設の解錠</p> <p>④屋内への避難者の誘導 ※避難者によっては屋外を希望する場合もある</p> <p>⑥世帯ごとに「避難者カード」「体調管理票」を配付し記入させる ※参集してきた地区防災班員に引き渡す</p> <p>⑤開放区域・非開放区域の明示</p> <p>⑦必要に応じて、要配慮者やけが人等への対応</p>	<p>※被害状況の確認・報告、再開に向けた具体的な対応例は次ページ参照</p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒、教職員の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命を守る行動 ・安全な場所へ避難 ・人命救助、安否確認 等 <p><input type="checkbox"/> 「学校災害対策本部」に基づいた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括班 ・情報連絡、搬出班 ・避難誘導、安全確認班 ・救護班 ・消火、施設点検班 ・<u>避難所運営支援班</u>（学校地区防災班員）
		避難直後～数日程度	<p>避難者を中心に「避難所運営委員会」が立ち上げられる</p>	<p>【運営の支援】</p> <p>学校再開業務を優先しながら必要に応じて対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の代表者との連絡、調整 ・新たに必要なスペースの確保、使用の許可 ・学校への電話対応 等
生活確保期	数日後～数週間			<p><input type="checkbox"/> 学校教育再開に向けた対応の継続</p>
学校再開期	数週間後～	<p>避難所の閉鎖</p>	<p>※避難所閉鎖前に学校を再開する場合は、使用スペースや動線等を整理する</p>	<p><input type="checkbox"/> 学校教育活動の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の回復

※「浜松市避難所運営マニュアル」を参考に作成

大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容

※ 以下、別添資料「浜松市避難所運営マニュアル【概要版】」や、「危機管理マニュアル(災害安全編) 避難所支援と学校教育再開ページ」から抜粋して整理。

1 それぞれの役割

(1) 地域

自主防災隊（自治会長等の地域住民）

- ・ 避難所運営の主体となる。
- ・ 避難スペースの確保、受付の設置、人数や物資の確認等に取り組む。

(2) 学校（園）

① 施設管理者（校長や園長）

- ・ 児童生徒及び教職員等の安全確保やケアを最優先とする。

② 学校地区防災班員（教頭、学校の近隣に居住している教員等）

- ・ 例年、5月頃に指定された人数を学校が選出する。
- ・ 「危機管理マニュアル(災害安全編) 避難所支援と学校教育再開」ページのとおり、一定期間において避難所支援を行い、地区防災班が参集し次第、学校再開業務へ移行する。

(3) 行政

地区防災班（行政の職員）

- ・ 例年、6月頃に班員が決定する。
- ・ 「震度5強」以上の地震発生で避難所へ参集する。
- ・ 避難所の開設や運営をサポートし、区や行政センターと連絡調整を行う。

2 「緊急避難場所」と「避難所」の違い

	緊急避難場所	避難所
目的	・ 台風や大雨などの災害から避難して、 <u>一時的に身の安全を確保するための場所。</u>	・ 家屋の倒壊などにより自宅に住むことができず、 <u>生活の場として何日も留まる場所。</u>
開設方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の水位や土砂災害の危険度に合わせて開設。 ・ <u>災害発生が予想できるため、事前に地区防災班が参集し、開設の準備をする。</u> ・ 準備ができ次第、「緊急避難場所の開設」が発表される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「震度5強」以上で開設。 ・ <u>突発的な災害のため、発災直後に避難所にいる者で臨機応変に対応せざるを得ない。</u> ・ 避難所の準備が整う前に避難者が集まることも想定される。
備蓄品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一晩程度の避難のため、危機管理課配備のアルファ化米は基本的に使用しない。（原則、児童生徒や教職員等も同様） ・ 避難者は食料を持参する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインが使用できないことが想定される。 ・ 長期避難のため、危機管理課配備のアルファ化米等を使用する。

3 地震が発生した時間帯で異なる参集状況

	自主防災隊	施設管理者、学校地区防災班員	地区防災班
平日（在校中）	<ul style="list-style-type: none"> 勤務地が居住地に近いとは限らないため、<u>参集に時間がかかる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>教職員等は在校しているが、かなりの混乱が予想される。</u>（逃げ遅れ、けが人、保護者連絡等） <u>自主防災隊と協力し、地区防災班が参集するまでの一定期間において、避難者に対応する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認でき次第参集するが、勤務地が居住地に近いとは限らないため、<u>参集に時間がかかる。</u>
夜間・休日	<ul style="list-style-type: none"> 地域に住んでいるため、<u>最も早く参集できる可能性がある。</u> 避難者に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認でき次第参集するが、勤務地が居住地に近いとは限らないため、<u>参集に時間がかかる。</u> その他の教職員等は自宅等で待機し、状況に応じて管理職の指示により参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>震度5強</u>」以上の地震発生で参集する。（状況によっては時間がかかる場合あり） 自主防災隊と協力して避難者に対応する。

4. Q & A

Q1. 自主防災隊・施設管理者・地区防災班で、平常時からどのように情報共有するのか。

A1. 防災連携連絡会・・・三者で開設準備や鍵の使用方法、開放区域・非開放区域を確認。
防災倉庫の点検・・・三者で避難所開設時に使用する物品を確認。（見る、触る等）

Q2. 施設の危険度判定には責任が伴うが、どのように確認するのか。

A2. 「震度6弱以上」で危険度判定が必要となる。市から配備される応急危険度判定士の助言により、判断する。応急危険度判定士を待たずに判断しなければならない場合は、原則、複数人（施設管理者と地区防災班等）が「施設の安全確認内容チェックシート」で判断する。

Q3. 避難所の体育館の開錠は誰が行うのか。

A3. 平日（在校中）の発生であれば、施設管理者や自主防災隊が行う。
夜間・休日の発生であれば、地区防災班や自主防災隊が行う。 鍵の所有や使用ルールを平常時から整えておく。

※施設管理者が不在時に校舎内へ避難することを想定し、体育館器具庫等に設置したキーボックスに校舎の鍵を保管し、ダイヤル番号を共有しておく。

Q4. 避難者の屋内への誘導は誰が行うのか。

A4. 地区防災班と施設管理者で誘導する。しかし、体育館や校舎の安全が確認できなければ、屋外での待機を指示することも考えられる。

Q5. 避難所運営のリーダーシップは誰がとるのか。

A5. 原則、避難所は避難者の自主運営となる。地区防災班と自主防災隊で、避難所運営の体制づくりをする。

施設の安全チェックシート

1 浜松市における災害発生に伴う施設の安全確認の流れ

市内で震度 6 弱以上観測した場合、応急危険度判定士が避難所の建物の判定を行い、施設の安全性について助言を行います。施設管理者等は、その結果を踏まえ、避難所開設の可否を決定します。

ただし、大規模災害発生時の状況では、応急危険度判定士の参集に時間を要する場合が想定されます。避難者を屋内に収容しなければならないなど、応急危険度判定士による判定及び助言を待たずに、緊急に施設の安全確認をする必要がある場合、施設管理者等が本チェックシートを活用して点検を実施し、開設の可否を決定します。

2 施設の安全確認の手順

- (1)このチェックシートに沿って、目視による点検を行います。
- (2)質問 1 から順番に点検を行い、質問 1～6（外部の状況）までで、B 又は C と判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問 7 以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- (3)危険と認められる場所については、出入口等認識しやすい箇所に貼り紙をするなどして立ち入り禁止とします。
- (4)このチェックシートの質問事項に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、応急危険度判定士による判定を待ちます。

施設の安全確認内容／チェックシート

避難場所名	学校
点検実施日時	月 日 時 分
点検実施者	

次の質問に該当するところに○を付けてください。

質 問		該 当 項 目	該 当
1	隣接する建物が傾き、避難所の建物（体育館・校舎）に倒れ込む危険性がありますか？	いいえ	A
		傾いている感じがする	B
		倒れ込みそうである	C
2	建物（体育館・校舎）近傍に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化が生じましたか？	いいえ	A
		生じた	B
		ひどく生じた	C
3	建物（体育館・校舎）が沈下しましたか？あるいは、建物（体育館・校舎）近傍の地面が沈下しましたか？	いいえ	A
		生じた	B
		ひどく生じた	C

質 問		該 当 項 目	該 当
4	建物（体育館・校舎）が傾斜しましたか？	いいえ	A
		傾斜しているような感じがする	B
		明らかに傾斜した	C
5	外部の柱や壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	A
		比較的大きなひび割れが入っている	B
		大きなひび割れが多数有り、鉄筋が見える	C
6	外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	いいえ	A
		落下しかけている、落下している	B

【判定基準】

必要な対応をとります。

Cの答えが一つでもある場合は『危険』、Bの答えが一つでもある場合は『要注意』です。

→施設の中へは立ち入らず、地区防災班員をとおして区本部と対応を検討します。

Aのみの場合

→下記の項目に沿って施設内の安全点検を行うことができます。

安全に留意しながら、部屋等の安全点検を行います。

質 問		該 当 項 目	該 当
7	床が壊れましたか？	いいえ	A
		少し傾いている、下がっている	B
		大きく傾斜している、下がっている	C
8	内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	A
		比較的大きなひび割れが入っている	B
		大きなひび割れが多数有り、鉄筋が見える	C
9	建具やドアが壊れましたか？	いいえ	A
		建具・ドアが動かない	B
		建具・ドアが壊れた	C
10	天井、照明器具が落下しましたか？	いいえ	A
		落下しかけている	B
		落下した	C

【判定基準】

必要な対応をとります。

Cの答えが一つでもある場合は『危険』、Bの答えが一つでもある場合『要注意』です。

→該当する部屋は使用しません。ただし、危険を取り除くことができれば使用可。

Aのみの場合 →該当する部屋等は使用可。ただし、他の部屋等の危険箇所を避けて使用。

【留意事項】

余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被害状況を点検してください。

浜松市避難所運営マニュアル③「様式集」より

平日の昼間など、児童生徒が在校中に災害が発生した場合、地区防災班員（行政職員）が参集するまでの間、学校（施設管理者）が避難所の開設を支援する必要があります。
学校は、避難者（自主防災隊等）と協力して「避難者カード」を配付し、世帯ごとに記入させます。その後、参集した地区防災班員へ引き継ぎます。

避難者カード

1 家族 1 枚記入してください。

安否確認が有った場合に
この情報を使用することに
同意する・同意しない

所属自治会・組（班）：

住 所：

避難者代表名：

家族名（一緒に避難している方）：

ここに居ない家族名：

避難者カード

1 家族 1 枚記入してください。

安否確認が有った場合に
この情報を使用することに
同意する・同意しない

所属自治会・組（班）：

住 所：

避難者代表名：

家族名（一緒に避難している方）：

ここに居ない家族名：

浜松市避難所運営マニュアル③「様式集」より

平日の昼間など、児童生徒が在校中に災害が発生した場合、地区防災班員（行政職員）が参集するまでの間、学校（施設管理者）が避難所の開設を支援する必要があります。
 学校は、避難者（自主防災隊等）と協力して1人1枚「体調管理票」を配付し、記入させます。その後、参集した地区防災班員へ引き継ぎます。

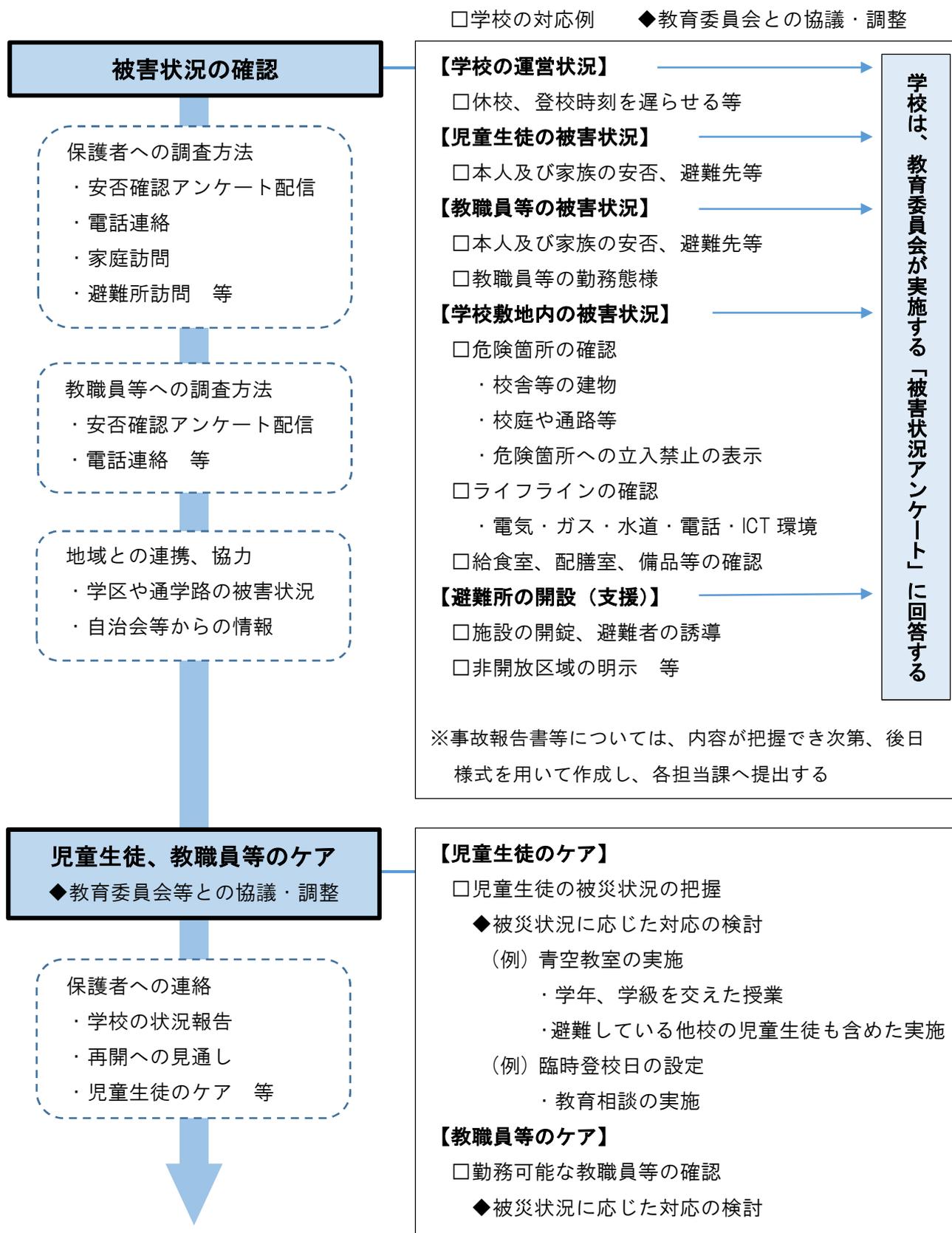
体調管理票

氏名	
住所	(TEL - -)

項目	月	日
避難時体温	℃	
保健所から濃厚接触者であると いわれていますか	はい ・ いいえ	
風邪症状や発熱が数日間続いて いる	有 ・ 無	
激しい咳(せき)症状がある	有 ・ 無	
強いだるさ(倦怠感)や息苦しさが ある	有 ・ 無	
味覚・嗅覚異常がある	有 ・ 無	
その他	気になる症状： いつから：	
避難エリア		

(3) 学校教育再開に向けた具体的な対応例

大規模災害により一定期間の休校を余儀なくされる被害が発生した場合、学校は教育委員会等と協議・調整をしながら、学校や地域の実態に即した応急教育計画を作成し、学校機能の早期回復を図る。



応急教育計画の作成
自然災害等により通常の教育が困難になった場合に、被災状況や児童生徒の実態等に合わせた学校教育を実施するための計画
◆教育委員会等との協議・調整

保護者への連絡
・学校の状況報告
・再開への見通し
・児童生徒のケア 等

教育委員会による再開方法や時期の決定
◆学校や関係機関と協議・調整し、児童生徒や地域の被災状況、学校施設や通学路の安全、学校での避難者の受け入れ状況等に配慮する

保護者への連絡
・再開の方法、時期
・児童生徒のケア
・今後の見通し 等

学校教育の再開

【応急教育計画】

- 教育課程等の再編成
 - ◆授業形態、時間割の工夫（短縮、2部授業等）
 - ◆臨時の学級編制（同学年の合同学級、複式学級等）
 - ◆オンライン授業の準備
- 児童生徒の登校可否、心のケア
 - ◆転出入、就学援助等を必要とする児童生徒の把握
 - ◆教科書や学用品、タブレット端末等の確保
 - ◆スクールソーシャルワーカーの派遣
 - ◆教育相談の実施、スクールカウンセラーの派遣
 - ◆外国人児童生徒の就学支援
- 教職員等の勤務体制の確立
 - ◆不足する教職員等の確保、派遣
- 応急教室の確保
 - ◆他施設の借用、仮設教室の建設等
- ライフライン復旧の確認
 - ◆電気・ガス・水道・電話・ICT環境
 - ◆仮設トイレ、仮設給水栓等の設置
- 通学路・地域の安全確認（PTAや地域の協力）
 - ◆通学路の変更、自転車通学やスクールバスの調整
- 給食業務の再開
 - ◆施設・設備の安全、備品や食材の確保、配送方法

【再開の方法や時期】

- 場所や施設
 - ◆自校の校舎や仮設校舎等を使用
 - ◆校舎等が使用可能な他校との合同再開
 - ◆タブレット端末を利用したオンライン授業 等
- 児童生徒や保護者、地域に配慮した日程の調整

【保護者への連絡】

- メールや電話連絡、保護者説明会の開催 等

【再開後も継続】

- 学習環境の整備、学びの保障
 - ◆教育委員会との連携
 - ◆学校医、関係医療機関との連携 等
- 児童生徒のケア、問題行動への対応
- 教職員等のケア

学校教育再開に向けた協議・調整の担当課リスト

本リストを活用することをおして、「学校再開」に向けて段階的に準備を進めていくとともに、「学校再開」を判断するにあたり児童生徒等の安全確保や学習環境の整備等に遺漏のないよう努める。

項目	協議・調整する内容		担当課	済
学校運営	1	教育課程の再編成について（授業形態、時間割等）	指導課	
	2	タブレット端末等を利用したオンライン授業について		
	3	通学路の安全確保について	健康安全課	
	4	スクールバスについて	教育支援課	
児童生徒	1	転出入、就学手続き等について	教育支援課	
	2	教科書及び学用品等について		
	3	心のケアについて（スクールカウンセラーの配備等）		
	4	問題行動への対応について	指導課	
学校職員	1	非常事態に伴う学校職員の勤務体制の確立について	教職員課	
	2	学校職員の不足に対する臨時的配置について		
	3	心のケアについて		
	4	学校職員の勤務態様について		
学校施設等	1	学校敷地内の被害状況、修繕等について	教育施設課	
	2	ライフラインの復旧について		
	3	ICT 環境やタブレット端末等について		
給食	1	学校給食施設等の被害状況	教育施設課	
		施設面について	健康安全課	
	備品等について			
	2	学校給食センター及び委託業者等について		

3 災害発生後の心のケア

＜文部科学省「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―（平成22年7月）」より抜粋＞

(1) 子どものストレス症状

災害の発生は子供たちの心身の健康に大きな影響を与える。「家や家族・友人などを失う」「事故を目撃する」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、ストレス症状が現れることが多い。時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、長引けばその後の成長や発達に大きな障害となることもある。

①幼稚園～小学校低学年

- ・腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状
- ・興奮、混乱などの情緒不安定や行動上の異変（落ち着きがなくなる、物を隠す等）
- ・ストレスの引き金となった場面（トラウマ（心的外傷））を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある

②小学校高学年～中学校、高等学校

- ・大人と同じような症状が現れやすい
- ・元気がなくなる、引きこもりがち（うつ状態）になる、ささいなことで驚く、夜間に何度も目が覚めるなどの症状

(2) 教職員等の心のケア

自然災害は子供を守る立場の大人にとっても強いストレスであることから、その影響はだれもが受ける。子どもの心のケアには、周囲にいる大人がまず精神的に安定していることが大切である。

- ・管理職は、教職員の被災状況及び心身の状態を把握し、教職員間で支え合うことや役割分担の軽減などを配慮する。
- ・責任感と緊張を伴った活動が続くため、心身の疲労がたまらないよう計画的に休息をとる。
- ・教職員も被災者であり、ストレス反応が起こることは正常であることから、精神的負担を軽減するために、共感や安心感が得られるよう情報共有や気持ちを伝え合う場面を設定する。
- ・養護教諭の被災も想定し、平常時から研修等をとおして、心のケアに関する対応について共通理解を図る。

(3) 保護者の心のケア

- ・学校の被害状況や今後の見通し等について、正しい情報を伝える。
- ・動揺することなく冷静に対応することができるよう、必要に応じて、ストレスにより子供や保護者の心身に起こる変化について、正しい知識を伝える。
- ・子供や保護者が心身の変化に不安について相談できる体制を整える。子供や保護者がこれまでもっていた問題が表面化する場合があることにも留意する。必要に応じて、関係機関（医療機関や相談機関等）と連携を図って対応する。

(4) ストレス反応による症状と対応

激しいストレスにさらされた場合、以下のような疾患を発症することがある。

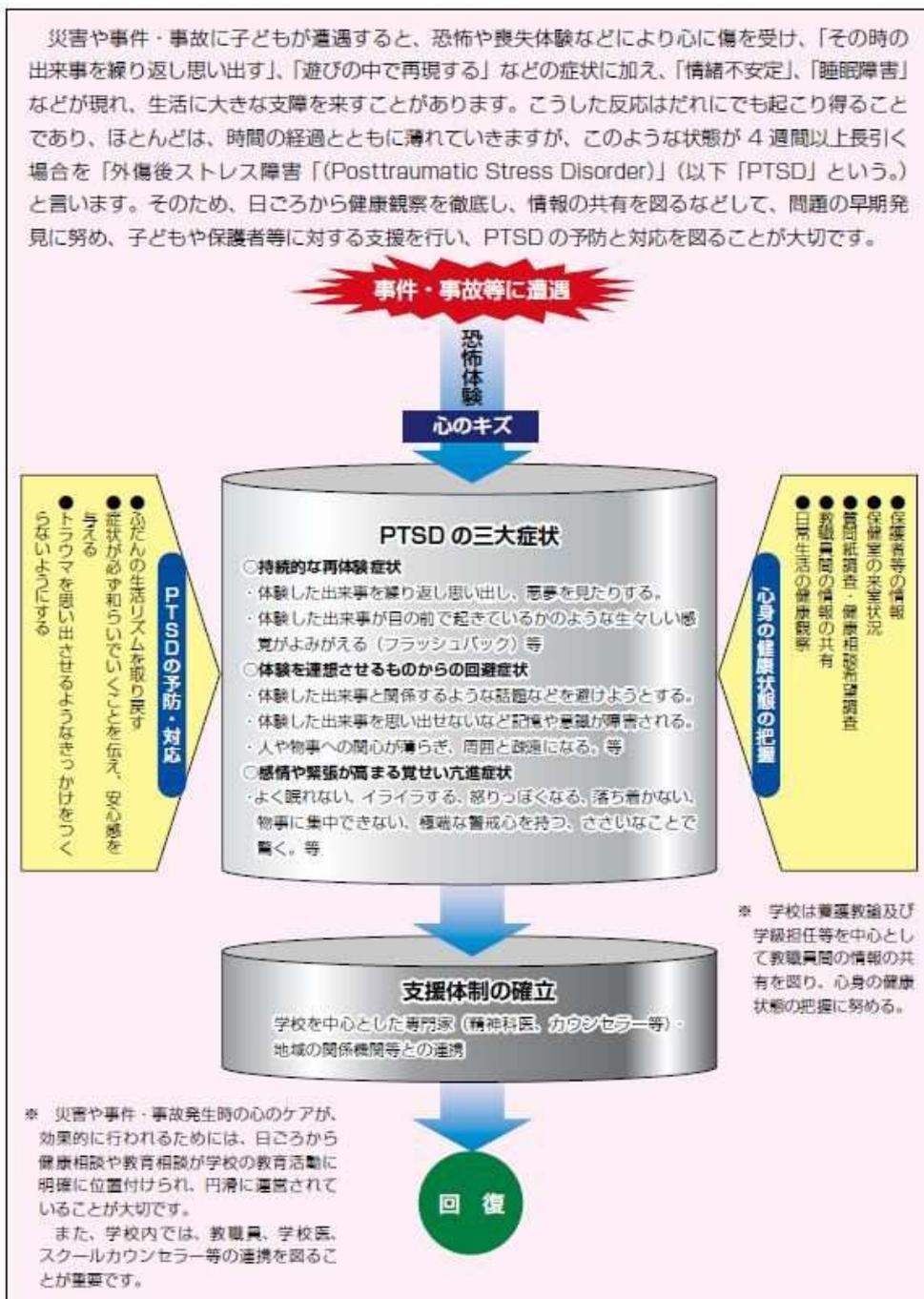
【急性ストレス障害 (ASD : Acute Stress Disorder)】

- ・「再体験症状」「回避症状」「覚せい亢進症状」がストレス体験の4週間以内に表れ、2日以上かつ4週間以内の範囲で症状が持続した場合。

【心的外傷後ストレス障害 (PTSD : Posttraumatic Stress Disorder)】

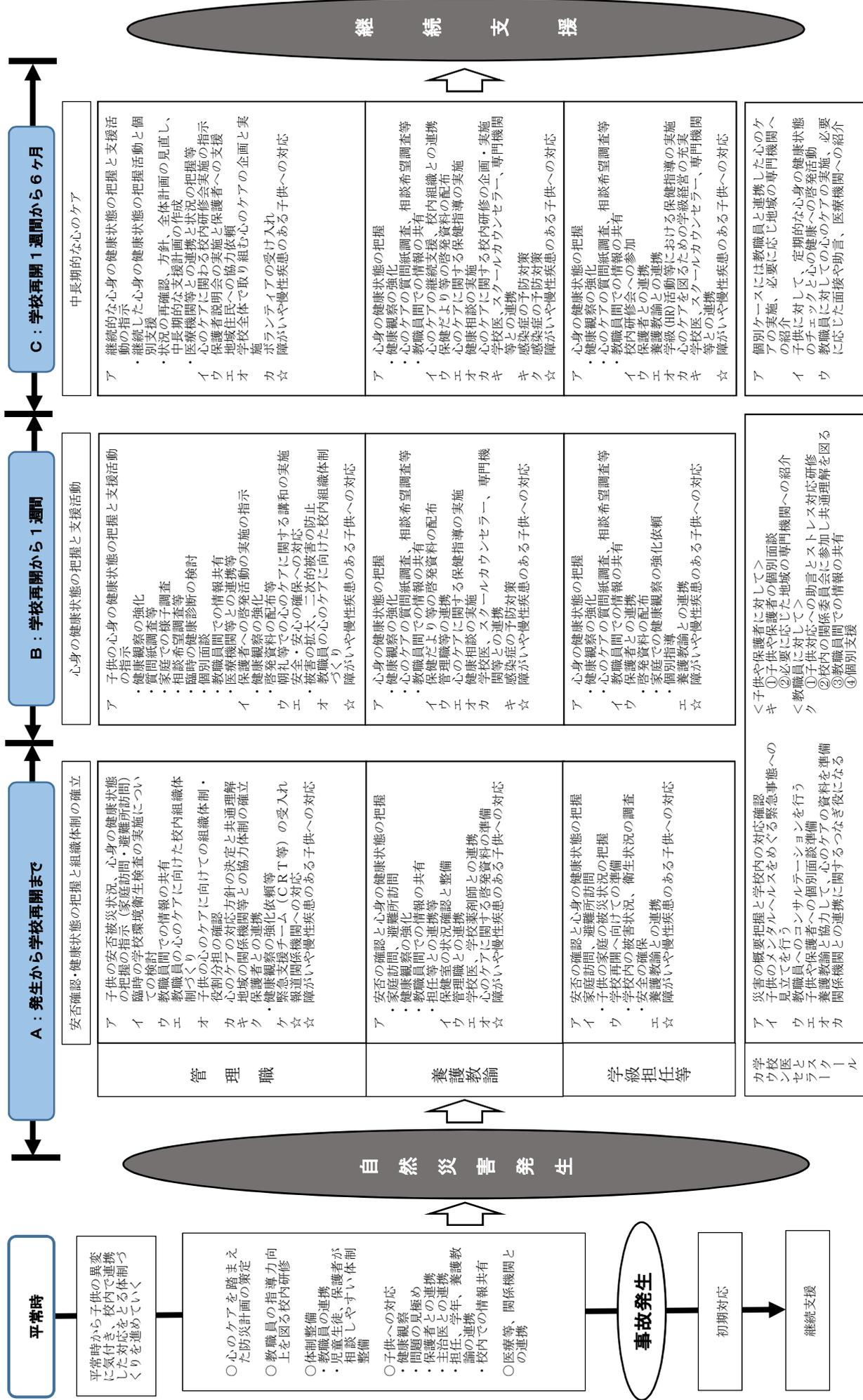
- ・「ASD」のような強いストレス症状が現れ、それが4週間以上持続した場合。
- ・災害発生からしばらく経ってから出現する場合があることを念頭に置く必要がある。

(5) PTSDの予防と対応



(出典：『学校の危機管理マニュアル』改訂版 文部科学省 2007年一部改変)

(6) 心のケアに係る教職員等の役割



附則

浜松市学校（園）防災対策基準＜平成27年4月＞

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(改正履歴)

年月日	概要
平成28年4月1日	・大雨警報・洪水警報発表に伴う「避難準備情報」等発令時における学校の対処を追加
平成31年4月1日	・「停電編」を追加 ・「高温注意情報・暑さ指数編」を追加
令和2年4月1日	・「報告1」「報告2」ページ「報告先」を修正
令和2年8月1日	・「避難情報編（I）河川の氾濫」 ・「河川の氾濫（A）外水氾濫系」ページ「外水氾濫の危険により避難情報が発令される地区・町字名」及び「対象校」を修正 ・「河川の氾濫（B）内水氾濫系」ページ「内水氾濫の危険により避難情報が発令される地区・町字名」及び「対象校」を修正
令和4年4月1日	・「浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準」に名称変更 ・近年の災害や学校の実情に応じた内容、フロー図の改善等
令和5年4月1日	・避難情報編（I）河川の氾濫「河川の氾濫（A）外水氾濫系」ページの「在校中」対応フローを修正
令和6年4月1日	・行政区の再編に伴い、表記を修正 ・「大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容」を追記 ・事後の危機管理「4 連絡体制」を削除

浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準

発行者 浜松市教育委員会事務局
学校教育部 健康安全課

所在地 〒430-0929
静岡県浜松市中央区中央一丁目 2-1
イーステージ浜松オフィス棟 5階

T E X 053-457-2422

F A X 053-457-2579